

京都市消防局訓令乙第15号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防団員非常召集規程及び京都市消防団及び消防団員表彰規則施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

京都市消防団員非常召集規程及び京都市消防団及び消防団員表彰規則施行
規程の一部を改正する規程

(京都市消防団員非常召集規程の一部改正)

第1条 京都市消防団員非常召集規程の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「通信と絶」を「通信途絶」に改め、同条第2項中「召集が」を「前項の場合において、召集が」に、「召集結果表」を「消防団員非常召集状況結果報告書」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第7条関係）

消防団員非常召集状況結果報告書

(あて先) 消防局長		年 月 日						
		消防団長						
発令日時								
召集場所								
召集種別								
現在員								
応召人員								
応召者内訳	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
召集発令後30分ごとの応召状況	30分	1時間	1時間30分	2時間	2時間30分	3時間以上		
召集人員の半数が応召するまでに要した時間								
応召完了時刻及び所要時間								
備考								

(京都市消防団及び消防団員表彰規則施行規程の一部改正)

第2条 京都市消防団及び消防団員表彰規則施行規程の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分, 第2号様式注以外の部分及び第3号様式中「京都市長殿」を「(あて先)京都市長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は, 平成20年4月1日から施行する。

(関係訓令の廃止)

2 京都市消防局訓令で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程は, 廃止する。

(消防局総務部庶務課)